

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人酒井祝成の上告理由中弁論主義の違反をいう点について

本件記録に徴すると、被上告人の事実上の主張及び弁論の全趣旨により、亡Dの本件土地所有権の喪失に関する被上告人の抗弁中には、Dの生前に亡Eとの間で贈与契約が成立したとの主張をも包含していると解することができないものではなく、原判決が右主張事実を肯認したことには、当事者の主張しないことを認定した違法があるとはいえない。論旨は、採用することができない。

その余の点について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取舍判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	伊	藤	正	己
裁判官	横	井	大	三
裁判官	寺	田	治	郎